

平成20年10月27日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

弁理士 佐藤辰彦

知的財産による競争力強化専門調査会への意見

第7回知的財産による競争力強化専門調査会を欠席させていただくため、書面をもって、コメントを提出します。

記

わが国が世界において、イノベーション促進のための知財をリードするワールドセンターの地位を確立することがわが国の競争力強化のために必要であり、その実現のため、以下の理由で、一部はすでに本年度の推進計画にも取り入れられているが、「イノベーションと知財政策に関する研究会」の報告書「イノベーション促進に向けた新知財政策」を基本として第3期の知的財産推進計画を策定することを提言する。

同時に、計画の実行を図るため、検討の手法として、従来の創造、保護、活用という枠組みにとらわれずに目標設定型の推進計画を目指して検討してみる必要がある。すなわち、計画の実行を図るうえで、どのように知財をプロデュースしていくかという視点を持つべき。

1. 魅力ある創造活動に向けた構造改革

知財の活用によって社会の発展を図るための改革に取り組むことが推進計画の目的であるはず。わが国を含めた世界が将来必要とする技術を見据えて、それをどう創造し保護していくかを考えるべき。すなわち、ニーズ先行型の知財推進計画が本来の姿のはず。

(1) イノベーションへのインセンティブを与える方策の検討を行う

現在の知財のおかれている状況は、発明者が苦心して得た成果である知財が生かされず、かえって、パテントトロールや訴訟などによってその価値が減殺されることが起きている。本来の姿に立ち戻って、反イノベーション的な行為の抑制を図り、成果を育てる、イノベーションにインセンティブを与える方策を検討すべき。

(2) 創造分野でのわが国独自の視点を持つ

創造分野においては、産学連携、バイドール法など、わが国の取り組みは米国の施策の転用であることが多い。大学等の日本独自の状況に応じた創造支援として何ができる

のかを日本人の意識から出発して考えるべき。

(3) 大学を支援するプロデュース活動を行う

大学知財本部並びに TLO による特許出願が細切れ出願になっている状況を解決するためには、研究開発立案のサポート、戦略的な特許出願、知財ポートフォリオまでを一貫して行う総合的な研究開発、知財創出を行うプロデュース事業が不可欠である。大学側の環境整備といった自助努力も重要であるが、むしろ、必要に応じて外部にアウトソーシングできる総合プロデューサーの機能を有する機関を配置するための方策を検討すべき。

(4) 国と企業とが連携した活動を図る

わが国では、特許出願の大半を占めるのは企業による出願である。大学、研究機関以外の企業による創造活動をどのように促進していくかが大切である。多くの国は国と企業との連携により強い競争力を獲得している。知財政策が現実の企業活動とうまくリンクしていくような観点での検討が必要である。すなわち、国と企業との役割を明確にして一緒になって何をすべきかというビジョンを持つべき。

2. イノベーションサイクル創出に向けた戦略の実行

イノベーションの成果を収益に繋ぎ、新たなイノベーションへ挑戦する「イノベーションサイクル」を作るため、独創的な発明の創出に挑戦すると共に、その基本技術を市場に結びつけるための戦略を実行する。

(1) 産学・国内外のイノベーションの相互活用を促進するため知的財産情報の流動化を進める

イノベーションを促進するためには独創的な発明に挑戦することが必要であり、そのためには産学・国内外のイノベーションの相互利用を促進するため知的財産情報をより簡便に低コストでアクセスできる環境を構築すべき。

(2) 産学・国内外のイノベーションを活用して市場を活性化するための人材と機能の開発を行なう

独創的な発明が創造されてもこれが市場につながり収益を上げ、次のイノベーションに挑戦できるようにするためには、イノベーションを市場につなぐ人材が必要であり、この人材の創出の方策とその機能を生かす仕組みを検討すべき。

3. 「発明の保護」の格差是正のための制度・運用の国際的調和

イノベーション促進のため、どの国でも同じように「発明の保護」が適切に行なわれる

ことが必要であり、制度の違いを一致させることと、制度運用基準を一致させることを促進させる。

(1) 日米欧をはじめとする**各国の特許制度の格差を是正するのにわが国が主導的役割を果たす**

現代のイノベーションは国を超えて行なわれており、現在の国ごとに異なる特許制度はイノベーションの促進を阻害する虞がある。このため、わが国は少なくとも日米欧の3極における特許制度の国際的な調和とその運用の調和を主導的に推進し、同時に中国・韓国を含むアジアにおける特許制度とその運用の国際的調和を推進すべき。特許法条約による国際的な制度のハーモナイゼーションの議論が停滞気味であることから、SPLTの成立に向けて全力で取り組むべき。その際、わが国が国際的な調整役を果たすことができるポジションを確保すべき。

(2) 日米欧+中国・韓国による**審査のワークシェアリング**により審査促進を図る

日米欧に加えて中国・韓国の各国での特許出願件数が急増しており、出願審査の負担が増大し審査の遅延につながる虞が生じている。イノベーション促進のためには出願増による各国の審査負担増を回避することが不可欠。したがって、現状のワークシェアリングを更に拡大すべき。

(3) **審査基準の国際的調和**による国際的な発明保護の均質化を図る

審査のワークシェアリングを実現するためには審査基準の調和が必要。日米欧に加えて中国・韓国での審査基準の調和を進め国際的な発明保護の均質化を図るため、日米間の審査官協議のような各国間での審査基準を比較検討する実務協議の場を継続的に設けるべき。また、現在行なわれている審査ハイウエイなどの実務上の協力・協議の相互理解を通じて審査結果を共有できる実質的なワークシェアリングを実現することを促進すべき。

(4) **産学官のいずれのレベルでも、国際的な発明の保護の均質化に向けた議論を展開する**

審査の実務レベルのみならず、制度利用者の産業界や弁理士などの専門家レベルでの国際的な発明の保護の均質化に向けた議論の場を設け、相互理解を深めるべき。

4. ビジネスリスク低減のための特許権の安定化

イノベーション促進のため、安定で予見可能性の高い「発明の保護」の実現に向けた制度改革と運用改善を行う。その結果として、不安定な「発明の保護」に基づくビジネスリスクを低減させる。

(1) 世界共通の審査データベースを構築し民間へ開放する

「発明の保護」に対する予見可能性が高いことがこれに基づくビジネスリスクの低減につながる。そのためには、世界共通の審査資料のデータベースの構築が必要であり、これを民間に開放することで制度利用者の「発明の保護」に対する予見性が高められる。特に世界的な共通語ではない日本語やその他の言語の特許情報の活用に向けた、ドシエ・アクセス・システム（日米欧出願参照システム）のようなデータベースを構築し民間に開放すべき。

(2) 民間の審査協力体制の構築により審査の質を向上させる

行政庁のみでは、あらゆる先行技術を事前に把握することは困難。民間からの情報提供・審査補助などの審査協力体制を構築することで可及的に審査結果の確実性を増すことが期待される。このため、民間の研究者や開発者が出願審査に対して、求めに応じてその所有する技術情報や知見を提供するような仕組みを構築すべき。

5. イノベーションの変化に対応する改革の推進

「発明の保護」がイノベーションの阻害要因とならないように不断の制度改革と運用改善を行なう。

(1) 継続的な制度改革・運用改善・見直しのための仕組みを構築する

特許制度がイノベーションを促進するように不断の制度見直しが必要である。これを怠るときには却って特許制度がイノベーションの進展に見合った保護が図れずイノベーションの促進を阻害する虞がある。このため、継続的な特許制度改革・運用改善の見直しが行なわれるような仕組みを構築すべき。

(2) イノベーションの活用のための横断的な連携を強化する

オープンイノベーションの流れはイノベーションのスピードの変化が早いことが一因である。イノベーションを社会に生かすためには個々の企業などの活動主体の独立した活動ではイノベーションを生かすことは難しくなっている。このため活動主体がその枠組を超えて横断的に連携して生かす仕組みを推進すべき。

6. 制度利用者の負担軽減の推進

イノベーション促進のため、制度活用に起因する制度利用者の負担を軽減するような制度改革、運用の改善を行い、制度利用を促進する。

(1) 出願審査システムの合理化による手続上の出願人の負担軽減と審査負担の軽減を図る

国際的な特許審査結果の相互利用の前の段階では、少なくとも国別に異なる各国別の
手続様式などの調和を図ることにより出願人の負担軽減と同時に審査負担を軽減するこ
とを目指すべき。

(2) **審査の判断の過程や論理構成などを制度利用者に見えるようにする仕組みを創出す
る**

審査制度が緻密化するに従って審査官と出願人との相互理解の不一致などにより無用
な手続や処理が生じ、制度利用を難しくしている。このため、審査の判断の過程や論理
構成などを制度利用者に見えるようにする仕組みを創出すべき。

(3) **特許情報の利便性向上を図る**

技術開発戦略、出願戦略等の構築の観点から特許情報の価値が高まっており、検索シ
ステムの「利用者」の範囲もそれに応じて変貌しつつある。このため、特許情報を活用
した利用者の利便性向上を検討すべきであり、これに際しては、誰が「利用者」である
かを十分に吟味し、技術開発戦略、出願戦略を構築する上で、IPDLを始めとする情報検
索手段は如何にあるべきか、という視点で検討すべき。

7. 制度利用者の制度設計・運用への参加

イノベーション促進に特許制度・運用が適合するように、制度設計・運用に制度利用者
が積極的に参加するシステムを構築する。

(1) **制度利用者側での継続的な制度改革・運用改善に対する調査研究を行なう**

イノベーションにかかわっている者が特許制度のあり方を一番理解している。特許制
度を通じて自らのイノベーションを促進するために、制度利用者側での継続的な制度改
革・運用改善に対する調査研究を行ない、制度運用者に対して制度改革・運用改善を求
めるべき。

(2) **制度利用者の声が常に反映される仕組みを構築する**

イノベーションの変化に対応する制度運営が実現できるように制度設計・運用につい
て制度利用者の声を常に反映できる仕組みを構築すべき。

以上